

平成31年2月1日

津市在宅医療・介護あんしんブック を全戸配付します



平成29年度発行



平成30年度作成

平成31年1月21日

地域包括ケアシステムにおける医療・介護の連携

国

平成27年4月 介護保険法の一部が改正され平成30年4月までに
在宅医療・介護連携推進事業の実施を義務付け

津市

平成29年4月 地域包括ケア推進室を設置(健康福祉部高齢福祉課内)

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

4本の柱

在宅医療・介護連携

地域ケア会議

生活支援・介護予防

認知症対策

在宅医療・介護連携推進事業の8項目

ア)地域の医療・介護の資源の把握

オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援

イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

カ)医療・介護関係者への研修

ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

キ)地域住民への普及啓発

エ)医療・介護関係者の情報共有の支援

ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

平成29年7月1日 **津市在宅療養支援センター**を開設

津市在宅療養支援センター運営体制

津地区医師会、久居一志地区医師会の共同設置

運営体制

運営協議会

在宅医療介護ネットワーク会議

マップ作成部会

ア)地域の医療・介護の資源の把握

- 地域の医療・介護の情報の整理(リストやマップ等の作成)
- 地域の医療・介護関係者の理解と同意、協力を得た上で情報を提供
- 市民にとって必要な情報に限定

研修啓発部会

医療介護提供体制部会

平成29年度 津市在宅医療・介護連携ブック(関係者向け)の作成

津市在宅医療・介護連携ブック(関係者向け)

在宅医療・介護関係者が互いに理解を深めるために作成

2,000部作成

配付先

説明会や研修会で周知



津地区医師会
久居一志地区医師会
津歯科医師会
津薬剤師会
三重県介護支援専門員協会
三重県理学療法士会
三重県作業療法士会
三重県歯科衛生士会
訪問看護ステーション
訪問リハビリテーション
障害特定相談支援事業所
居宅介護支援事業所
津市社会福祉協議会
地域包括支援センター
在宅介護支援センター
その他関係機関等

平成30年4月関係者説明会開催
約90名の介護支援専門員等が参加

平成30年5月多職種研修会開催
約160名の関係者が参加



さらに平成30年度では

市民のみなさまにご利用いただくブックの作成に向け内容を協議

津市在宅医療・介護あんしんブックの協議

津市在宅療養
支援センター

平成30年5月・8月・10月開催

マップ作成部会

マップ作成部会
構成員
24名

津地区医師会・久居一志地区医師会・津歯科医師会・津薬剤師会
三重県介護支援専門員協会・三重県理学療法士会・三重県作業療法士会
三重県歯科衛生士会・三重県看護協会・三重県医療ソーシャルワーカー協会
三重県訪問看護ステーション連絡協議会・三重大学医学部附属病院認知症
センター・津市社会福祉協議会・地域包括支援センター・行政

主な協議結果

- ・名称は「津市在宅医療・介護あんしんブック」
- ・連絡先として一覧表に関係機関を掲載
- ・マップ情報をQRコードで表示
- ・文字を大きく見やすい内容

平成30年12月
運営協議会で掲載内容等を最終確認



地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域での暮らしを支える

地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、市と地域の医療、介護、福祉の関係機関が連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供していく支援体制です。

地域包括ケア

医療

病気になったら…

(6ページ～9ページ)

在宅医療のサービス

かかりつけ医へ受診しましょう。通院ができない場合は在宅に必要な医療が受けられます。

入院した時は早期から退院後の生活をイメージし、不安なく生活を送れるよう、関係者が連携し、支援していきます。



地域包括ケアシステム (地域包括ケア)

地域の特性やニーズに応じて、「医療」を柱として、地域の中で生きがい・役割を

「介護」「生活支援・介護予防」「認知症対策」を持って生活できるよう一体的に支援します。



生活支援・介護予防

さまざまな生活支援サービス、財産

管理や権利擁護などの支援を行って
がら地域づくりを進めています。

介護

介護が必要になったら…

(10ページ～13ページ)

介護のサービス

介護の相談窓口で相談しましょう。在宅での生活を充実させるために介護サービス等が受けられます。また施設入所の人でも地域との繋がりを持てるよう進めていきます。



いつまでも元気に暮らすために…

相談窓口、関係機関一覧 (14ページ～29ページ)

かかりつけのすすめ

地域でいきいきと暮らすために 住み慣れた地域での暮らしを支える

かかりつけのすすめ

「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと」を日本医師会ではかかりつけ医と呼んでいます。

患者さんやご家族の状況を把握しているので、必要ときは、専門医などを紹介してもらえます。
 精密検査や高度な医療が必要なときは、専門医などを紹介してもらえます。
 食事や運動などの生活習慣の改善アドバイスをもらえます。

患者

日常的な訪問診療や往診が受けられます。また、かかりつけ医と多職種の関係者が連携して、次のようなサポートも受けられます。

- 看護師による訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 歯科医師等による治療と口腔ケア等
- 薬剤師による服薬管理など



かかりつけ医・在宅医

患者さんの自宅を訪問し、日常的な治療や健康管理を行います。さらに、ほかの医療機関や介護・福祉分野の専門家とも連携します。



病院

病状が急変したときや、精密検査が必要になったときなど、必要に応じて医療支援を行い、在宅医療をサポートします。

- 医療ソーシャルワーカー (MSW) 病院内で、療養生活上の経済的、心理的、社会的問題に対して相談を受けたり、関係者との調整を図ります。
- 退院調整看護師 退院後も在宅で安心した療養生活が送れるように、多職種の関係者との調整や患者さん・ご家族の支援をします。



在宅医療の関係機関

在宅医療では、さまざまな専門家が協力・連携して健康管理や服薬管理なども含めた療養生活を支えます。

医師		歯科医師
訪問診療	往診	訪問歯科診療
通院の困難な患者さん宅や施設へ定期的に訪問して診療を行います。	患者さんやご家族の求めに応じて、急変時に訪問して診療を行います。	歯科治療と口腔ケア等を訪問して行います。
薬剤師	看護師	リハビリ <small>理学療法士、作業療法士、言語療法士など</small>
訪問薬剤指導	訪問看護	訪問リハビリテーション
医師の指示にもとづいて訪問し、服薬指導や服薬支援などを行います。	医師の指示にもとづいた療養生活の支援などを訪問して行います。	医師の指示にもとづいたリハビリを訪問して行います。

地域包括ケア

介護の関係機関

在宅で利用する主な介護サービスの紹介

- 訪問介護(ホームヘルプ)ヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。
- 通所介護(デイサービス)、デイサービスセンターに通い、食事、入浴、生活機能訓練などを日帰りで行うサービスです。
- 短期入所(ショートステイ)特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、食事、入浴、機能訓練などを行うサービスです。

在宅介護サービス情報

下記のホームページで検索することができます。

- ワムネット サービス提供機関の情報
- 三重県長寿介護課事業所検索
- 津市ホームページ

在宅医療のサービス

在宅医療機関

通院が困難な人からの求めに応じて医師が自宅等で往診や訪問診療を行う

在宅歯科診療機関

通院が困難な人の自宅または病院・施設に訪問し、歯科治療と口腔ケア等を行う

在宅対応薬局

在宅で療養していて薬局に行くのが困難な人に薬剤師が自宅等を訪問する

訪問看護ステーション

看護師等が生活の場にお伺いし必要な医療的ケアや健康管理など状況に応じたサービスを提供

訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が生活の場にお伺いし日常生活の自立や家庭内での役割作り、社会参加の促進など状況に応じてサービスを提供

介護サービス利用の 相談窓口の案内

地域包括支援センター

介護や介護予防に関する総合的な相談を行う公的な窓口

在宅介護支援センター

地域包括支援センターや民生委員、地域の人々の協力を得て、高齢者に対する身近な地域での相談を行う公的な窓口

認知症初期集中支援チーム

家族の訴えで認知症が疑われる人や、認知症の人、その家族を訪問し、医療と介護の専門職が初期の支援を集中的に行う

居宅介護支援事業所

ケアマネジャー（介護支援専門員）がいる介護保険の相談窓口



9つのブロックごとに関係機関を一覧表示

在宅医療・介護資源

●ブロックについて

このあんしんブックでは、概ね中学校区を単位として9ブロックにまとめ、在宅医療と介護に関する地域資源を掲載しています。

※2018年10月1日時点の情報で、掲載に同意を得た資源



ブロック	地域
①ブロック	橋北 東橋内
②ブロック	西橋内
③ブロック	橋南 南が丘
④ブロック	南郊 香良洲
⑤ブロック	西郊
⑥ブロック	一身田 豊里 河芸
⑦ブロック	久居 久居西 久居東
⑧ブロック	芸濃 美里 安濃
⑨ブロック	一志 白山 美杉

地域別在宅医療と介護に関する資源一覧

①ブロック 橋北 東橋内

※詳しくはこちら



🏠 在宅医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
大橋クリニック	津市桜橋3丁目61-4	059-246-1000
おくだ内科クリニック	津市上浜町5丁目57	059-221-3000
小西ヒフ科医院	津市栄町2丁目457	059-228-5498
小林眼科クリニック	津市乙部5-3 フェニックスメディカルセンタービル	059-227-5585
さいとう内科	津市新東町23	059-223-0313
津在宅ケア診療所	津市大谷町255	059-224-1661
東海眼科	津市羽所町399	059-228-8111
藤田内科	津市乙部16-2	059-225-9955
増井内科	津市長岡町800-501	059-226-8555
やまかみクリニック	津市長岡町25-1	059-273-5577
山崎循環器内科	津市沈見町577-5	059-229-6300
渡部クリニック	津市乙部5-3 フェニックスメディカルセンタービル	059-246-6771

🦷 在宅歯科診療機関

歯科診療所名	所在地	電話番号
いとう歯科	津市長岡町3018-5	059-226-9161
海岸歯科クリニック	津市乙部31-11	059-223-4182
川口歯科	津市栄町2丁目362 ダイアボリスビル2F	059-229-4848
神山歯科診療所	津市上浜町1丁目184	059-228-2084
佐藤歯科医院	津市上浜町2丁目196-1	059-225-0704
スバル歯科医院	津市大谷町94-7	059-228-1600
栗山歯科医院	津市乙部5-8	059-228-4848
寺辺歯科医院	津市栄町4丁目249	059-228-3623
西尾歯科	津市観音寺町799-7 TTCビル	059-229-5723
前田歯科医院	津市乙部12-11	059-226-3914
増井歯科	津市長岡町800-501	059-221-0200
兼濃歯科医院	津市大門4-3 南平ビル2F	059-226-2191
みのうら歯科医院	津市大門33-13	059-228-4453
山口歯科	津市広明町371	059-226-8949

🏪 在宅対応薬局

薬局名	所在地	電話番号
イオン薬局津店	津市桜橋3丁目446	059-291-2142
調剤薬局アカツカ津駅前店	津市羽所町345	059-228-2252
コスモス薬局大門フェニックス店	津市大門1-9	059-253-8852
コスモス薬局長岡店	津市長岡町800-286	059-213-3068
コスモス薬局なぎさ店	津市海岸町5-10	059-253-6018

津市在宅医療・介護あんしんブック掲載内容⑤

津市在宅療養
支援センター

地図はこちらから👉



マップはQRコード
から読み取り

津市在宅療養支援センターホームページ
上へマップ表示で詳細確認が可能

津市在宅療養支援センター

ホーム お知らせ 用語の説明 エリアからさがす 会員ページ

橋北・東橋内エリア

📍 医院 📍 歯科 📍 薬局 📍 訪問看護 📍 病院 📍 居宅介護支援 📍 包括支援センター 📍 在宅介護支援センター



医療機関名	●●●●診療所
在宅診療科	●●科
在宅対応時間	月 火 水 木 金 土 ●時～●時
問い合わせ電話への対応時間	診療時間内
電話番号	059-●●●-●●●●
住所	

○可 ×否 △応談

往診・訪問診療などの対応		対応可能な訪問診療等の内容	
往診可否	○	ターミナルケア	○
訪問診療	○	経管栄養	○
時間外対応	○	医療用麻薬	○
24時間対応	△	気切チューブ交換	○
在宅対応地域	津市	点滴の管理	○
		在宅酸素・CPAP	×
		中心静脈栄養	○
		人工呼吸器	△

津市在宅医療・介護あんしんブック作成費用・配付時期

津市 在宅医療・介護 あんしんブック

●医療と介護の連携で皆様の在宅療養を支えます●
この「在宅医療・介護あんしんブック」は在宅で療養するときに役立つブックです。

津市在宅療養支援センター
2019年2月

平成30年度津市介護保険事業特別会計

事業費
(委託料)

在宅医療介護連携推進事業
総事業費 20,236千円

津市在宅医療・介護あんしんブック
作成費用 2,889,270円

津市在宅医療・介護あんしんブック
32ページ フルカラー 123,000部作成

平成31年2月1日
広報津と同時に全戸配付

問い合わせ先

津市在宅療養支援センター 電話番号 059-255-1300

平成31年度から

津市の胃がん検診で 二重読影を導入します！



平成31年1月21日

市町村が行うがん検診とは

市町村が行うがん検診は、がんを早期に発見し、適切な医療につなげることにより、がんによる死亡率を減らすことを目的とする。人間ドックのように個人の希望で受診する検診とは区別される。

胃がん検診の方法は2種類

胃部エックス線 検査

造影剤のバリウムと、胃を膨らませる発泡剤を飲んでレントゲン撮影をする検査方法



胃内視鏡 検査

小型のカメラを装着した細い管を口または鼻から挿入し、胃の中を直接観察する検査方法



国の指針に基づく胃がん検診の体制整備の経過 ①

平成28年2月

厚生労働省が「がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針」を改正

区分	改正前の指針	改正後の指針
検査方法	胃部エックス線検査	胃部エックス線検査または胃内視鏡検査
対象年齢	40歳以上	50歳以上。ただし当分の間、40歳以上の人にエックス線検査を実施しても差し支えない
検診間隔	1年に1回	2年に1回。ただし、当分の間、胃部エックス線検査は、1年に1回として差し支えない
二重読影 [※]	胃部エックス線検査について、原則として十分な経験を有する医師2名により二重読影を行うことが望ましい	胃部エックス線の二重読影については変更なし。改正指針と「胃内視鏡検診マニュアル」により内視鏡の二重読影が必須となった

※ 二重読影 専門医など十分な経験を積んだ医師2名により画像をチェックすること

国の指針に基づく胃がん検診体制整備の経過 ②

平成29年3月～

胃がん検診ワーキング会議を開催

指針の改正を受け、津地区医師会、久居一志地区医師会の協力により、指針に基づく二重読影の導入、検診対象者、検診間隔の見直しについて協議

平成30年3月～

津市胃がん検診事業運営検討会を設置

胃内視鏡マニュアルに「胃内視鏡検診を導入する市区町村は検診の実施を運営するため胃内視鏡検診運営委員会を設置することが望ましい」とされていることから、津地区医師会・久居一志地区医師会の理事、専門医、集団検診機関の代表者等を構成メンバーとし、胃がん検診の対象者、検診医、読影医、研修会、偶発症、精度管理等について検討を開始

- 胃がん検診ワーキング会議や胃がん検診事業運営検討会で、有効性が確立された指針に基づく検診を行うことが必要であることが確認された。
- 市民が安全で安心な体制で胃がん検診を受診できるよう、胃がん検診の二重読影を行うこと、検診対象者等を指針に合わせる方針が決定された。

津市の行う胃がん検診

大切な市民の命と健康を守り、QOL(生活の質)を維持する

これまでの津市の胃がん検診

対象年齢 40歳以上

検診方法 胃内視鏡検査または
胃部エックス線検査

検診間隔 年1回
どちらかを選択

- 合併前から医師会の協力により胃内視鏡検診を実施してきた。
- 県内トップの胃内視鏡検査実績数。
- 国の指針やマニュアルにはないが、医師会等との協議により、仕様を決めて実施してきた。



医師会等
と協議

●●
胃がん
ワン
検診
事業
運営
検討
会

31年度以降の津市の胃がん検診

胃部エックス線検査、胃内視鏡検査の
全例に専門医等による二重読影を実施！

- どこで検診を受けても、安定した精度の検診が受診できる。
- これまで以上に、安心したがん検診が受診できる。

胃部エックス線検査

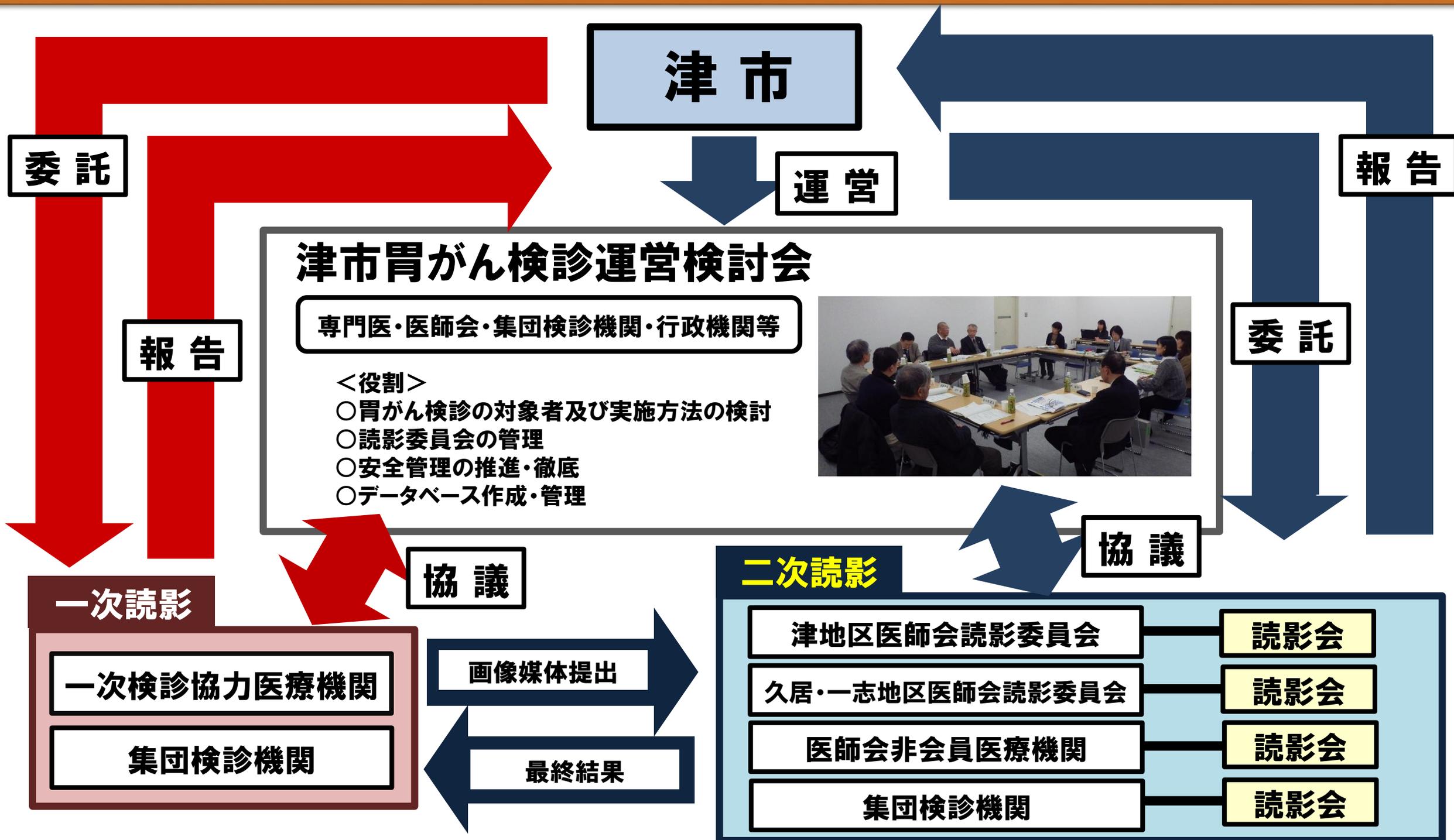
40歳以上の方が対象。(毎年受診可能)
50歳以上になると、胃内視鏡検査が受診できるが、
胃部エックス線検査を選択することもできる。

胃内視鏡検査

50歳以上偶数年齢の方を対象とし、受診間隔は
2年に1回とする。
※50歳以上奇数年齢で胃部エックス線検査の受診が可能

◆対象年齢・検診間隔を
指針に合わせた体制

胃がん検診の二重読影体制



二重読影の導入にかかる経費の概要

胃がん検診
二重読影
委託料

内視鏡、エックス線
ともに二重読影を
検診機関に委託

2,470万円

システム
改修料

電算システムにお
いて受診方法・受
診対象を管理する
ための改修費用

180万円

印刷製本費

二重読影の導入
に伴い新たな記
録票を作成

20万円

新たに必要となる経費

合計 2,670万円



平成31年度当初予算に新たに
「胃がん検診二重読影委託料」等
として2,670万円を計上予定

今後のスケジュール（予定）

平成30年度

- 平成31年度からの胃がん検診の体制について、がん検診協力医療機関へ周知し、理解を得る
- 市民への周知方法について検討

平成31年度

4月

胃がん検診対象者変更に伴うシステム改修

5月

31年度の胃がん検診体制についてのチラシを全戸配付

6月

受診方法を明記した受診券を対象者に送付、検診案内冊子全戸配付

2019年7月～ 新しい体制での胃がん検診開始

問い合わせ先

自覚症状がなく、他に検診を受ける機会のない方は、ぜひ津市のがん検診の制度を利用して受診しましょう。症状がある場合は、検診を待つことなく早期に医療機関に受診しましょう。

問い合わせ先

津市健康福祉部健康づくり課
〒514-8611 津市西丸之内23番1号
電話番号 059-229-3310
ファクス 059-229-3346
E-Mail 229-3310@city.tsu.lg.jp

あなたと あなたの大切な人のために・・・

